

～住みよく居心地の良い奈良市へ～

奈良市議会議員 日本維新の会奈良市議団 所属

佐野かずのり 議会活動レポート



奈良市民にとって大きな問題である新グリーンセンター建設、また、農作物の生産額が全国ワースト6位と低く、食糧自給率向上は急務であると考えます。

本号は、これらの問題について質疑した令和4年12月定例会での代表質問を中心に議会活動のご報告をいたします。

●令和4年12月定例会

◆ 新グリーンセンター建設計画 ◆

令和4年8月、奈良市と斑鳩町のゴミ処理の広域化から斑鳩町の離脱により、奈良市単独での建設に舵を切ることになり、1日も早い建設が望まれている新グリーンセンターの建設計画について質問

Q 本年度予算(9,542万円)に対しての現在の進捗状況は？

A 「まちづくり拠点整備基本構想策定業務」1,850万円 → 国の地域脱炭素支援事業補助金が得られず本年度は見送り

「施設整備基本計画策定」2,450万円
「PFI等導入可能性調査」850万円 → 広域化の枠組みが前提の予算であり、奈良県ごみ処理広域化推進補助金が見込めず本年度は執行の予定なし
「環境影響評価」750万円

本年度は「循環型社会形成推進地域計画」を広域から単独に変更し国に提出、「施設基本構想」の策定、アクセス道路に関する調査、建設予定地地元・周辺地域への説明

Q 広域から単独に変更になったことへの建設予定地地元住民への説明は？

A 地域課題の解決策、ご要望への対応策、住民の皆さまに理解していただけるよう説明を尽くし議論を重ね、ご意見ご要望をくみ上げていきたい。

Q 公害調停に違反(※)している七条地区で進める理由と施設以外の費用は？

A 斑鳩町離脱後の令和4年9月のグリーンセンター建設計画策定委員会において、七条地区を候補地とすることに明確な反対意見がなく、費用については今後策定予定の施設整備基本計画やアクセス道路を検討する中で、より詳細なコストシミュレーションを作成していく必要がある。

Q 公害調停条項第2条の違反場所をグリーンセンター建設計画策定委員会が認めるのであれば、現地建替または他の候補地を検討できるのではないかと？

A 白紙から再度の選定を行うことは現施設の老朽化の状況を鑑みると現実的ではなく、公害調停の法的位置づけからその解除を含めた現状変更は困難である。

Q 浸水対策やアクセス道路の新設などコストが高くなるかもしれない七条地区になぜこだわるのか？

A 人口重心や幹線道路との関係、土地の利用状況、土地規制、周辺の住居状況等から、「七条地区に似た条件の候補地が他にもある」とは考えにくい。

意見・要望

地方自治法第2条第14項『地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』と書かれている。時間がないという理由で計画を推し進めるのではなく、本市の厳しい財政を考え、コスト面も検討し候補地選定には熟慮いただき、なにより七条地区地域住民皆さまの意見や要望をくみ上げ進めなければならないと思慮する。



※ 公害調停

2003年(平成15年)8月26日、奈良市清掃工場の移転を求める地元平城ニュータウンの住民が、「奈良市清掃工場公害調停申請人の会」として奈良県公害審査会に奈良市に対して奈良市清掃工場の早期移転と操業停止を求める公害調停を申し立て、2005年(平成17年)12月26日、奈良市との調印をもって調停が成立したものであり、調停条項第1条には、環境清掃工場の移転、第2条は下記のとおり、学校、病院等が300メートル以内でないことが条件となっているが、七条地区は条件に満たない違反場所である。

調停条項第2条

被申請人は、本件ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域の中から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域(都市計画法)に近接しない場所の中から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。新施設は、循環型社会形成に資する施設と位置づける。